

南3区駅前吉島線道路空間整備基本計画策定支援業務 基本仕様書

1 業務名

南3区駅前吉島線道路空間整備基本計画策定支援業務

2 業務の概要

本業務は、市道南3区駅前吉島線（以下「駅前通り」という。）の駅前大橋南詰交差点から松川町交差点までの間について、地域の「広島駅前通り勉強会※」がとりまとめた「広島駅前通り整備に関する提言書」（以下「提言書」という。）を踏まえつつ、技術面や制度面の検討を加え、「駅前通り道路空間再整備の基本計画」の策定支援を行う。

※ 広島駅前通り勉強会（以下「勉強会」という。）について

広島駅ビルの建替えや広島駅南口広場の再整備等を契機として、地域の関係者が、まちづくりを学習、研究するために立ち上げた任意団体。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

4 業務範囲

駅前通り周辺（別紙1）

5 業務内容

本業務の検討にあたっては、以下の項目を実施し、基本計画(案)を取りまとめていくこと。

その際、勉強会とは検討過程においても相互に調整を図ること。

(1) 地区の現況把握

基本計画の策定に先立ち、地区の現況を整理すること。

ア 上位関連計画及びまちづくりの動向の整理

イ 地域の特性の整理

ウ 現況交通量(周辺を含む)

エ その他

(2) 駅前通り及び周辺道路における自動車交通処理の検討

駅前通りの再整備に際し、車線数の減少を念頭に、周辺の道路整備計画を踏まえ、周辺道路における自動車交通の処理について検討を行うこと。

なお、周辺の道路整備計画等の動向との整合性に留意し、短期(2030年頃)、中長期(2050年頃)など時間軸に留意すること。

(3) 駅前通り道路空間再整備の基本計画(案)の策定

駅前通り道路空間再整備の基本計画(案)を作成すること。

作成にあたっては、以下の項目を含み、整理、検討すること。

ア 駅前通り再整備の基本コンセプトの検討

駅前通り周辺地区の将来像を見据え、駅前通りの再整備の基本コンセプトを検討すること。

イ 道路空間再編の基本的な考え方の整理

基本的な考え方の整理にあたっては、以下の点に留意して整理すること。

(ア) 歩行者ネットワーク

(イ) 自転車ネットワーク

(ウ) 道路空間の効果的な活用方法

- ・ 公共空間の活用によるにぎわいづくり
- ・ シンボル性を創出する空間デザイン

(エ) 沿道土地利用の誘導策

ウ 段階整備の検討

関連事業等の動向との整合性に留意し、短期、中長期での整備イメージとロードマップを検討すること。

エ 計画平面図・断面図の作成

駅前通り道路空間再整備(短期、中長期)の計画平面図及び断面図を作成すること。

オ 概算事業費の算出

駅前通り道路空間再整備(短期、中長期)にかかる概算工事費を算出すること。

カ イメージパース等の作成

地区全体の鳥瞰図とアイレベルのイメージパース又は VR 等を作成する。なお、検討過程における作成・修正にも対応すること。

(4) 勉強会との調整

業務の履行にあたっては、勉強会との意見交換会等を行うこと。

(5) 打合せ協議

業務遂行に際して、業務着手時、中間時(6回)、成果品作成時で打合せを予定しているが、発注者が必要と判断した場合は随時実施する。

6 スケジュール(予定)

業務のスケジュールは以下を想定している。ただし、業務の進捗状況等により、変更となる場合がある。

内容等	令和6年度				令和7年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
地区の現況把握		→					
駅前通り及び周辺道路の自動車交通処理の検討		→			★	→	
駅前通り再整備基本計画(案)の策定			→		★	→	

7 貸与資料等

- (1) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、ただちに返却すること。
- (2) 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

8 報告書作成

以上をとりまとめ、中間及び業務全体の報告書を作成する。また、以下のとおり電子データを作成する。

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」(以下「手引」という。)に基づいて作成したものを指す。

ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R等)で2部、電子データの印刷物(簡易製本)1部を提出すること。

エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

9 特記事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (2) 本業務について、広島市側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (3) 本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (4) 受注者は、駅前通りに関連する他業務等との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力すること。
- (5) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (7) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (8) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (9) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

業務範囲

